



2021年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ダスキン  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山村 輝治  
(コード番号：4665 東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員 大久保 裕行  
電 話 06-6821-5071

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、現行の「株式報酬型ストック・オプション制度」(以下、「SO制度」という。)に替わる新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること及びその内容決定に関する議案を2021年6月23日開催予定の第59回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 目的

当社は、株主の皆様と取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のリスクとリターンを共有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に対する対象取締役の貢献意欲を高めることを意図して、2017年6月21日開催の第55回定時株主総会決議に基づきSO制度を導入しておりますが、これまで以上に株主目線で経営にあたり、より高いインセンティブを与えることを目的にSO制度から本制度に変更するものであります。

なお、本株主総会で本制度導入に関する議案が原案どおり可決された場合、同様の目的から当社の執行役員に対しても本制度同様の制度を導入する予定であります。

##### (2) 条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2018年6月21日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の総額は年額400百万円以内(うち社外取締役35百万円以内)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、対象取締役に対し、当該年額400百万円の範囲内で新たに譲渡制限付株式交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合には、現行の株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行いません。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものであります。

##### (1) 本制度で割り当てる株式の種類及び数

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とし、当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年20,000株を上限といたします。(ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。)

(2) 本制度で割り当てる株式の払込金額

1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の①乃至③の事項を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものといたします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日から取締役の退任日(ただし、取締役退任と同時に監査役に就任する場合には、取締役と監査役のいずれでもなくなった日とする。)までの期間、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定、その他の処分を行ってはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

(4) 譲渡制限付株式の管理

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行うことができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理されるものとします。

以上

本件に関する報道機関からのご照会は、以下へお願い申し上げます。

株式会社ダスキン 広報部 電話06-6821-5006